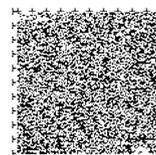
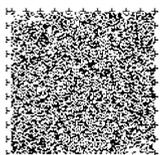

第2部 第3期朝倉市障がい者計画





音声コードUni-Voice

第1章 障がい者施策に関する重点課題

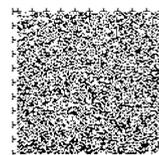
アンケート調査の結果並びに国、県の動向、本市の障がい者施策に関する取り組み状況を踏まえ、障がい者施策の重点課題について以下にまとめました。

重点課題（1）差別の解消と障がい者理解の促進

○ 障がいを理由とする差別の解消と社会的障壁の除去

- ・ 障害者差別解消法及び福岡県障がい者差別解消条例に基づき、本市は障がい者団体等との連携を図りながら、市民や事業者等の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行っていくとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（障がいのある方や高齢の方等を含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること）の向上を図っていく必要があります。
- ・ アンケート調査では4人に1人以上の方（27.3%）が、障がいがあることで差別や嫌な思いを経験したと回答されています。差別や嫌な思いを経験した場所としては、「学校・仕事場」（40.4%）、「外出中」（38.3%）、「住んでいる地域」（24.2%）が多く、日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じた事例が多いことがわかりました。また、成年後見制度については「名前や内容を知っている」と回答された方は23.8%にとどまり、当事者の制度の認知が進んでいません。
- ・ 障害者差別解消法において、行政機関等に対し、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられました。県では同法の実効性を確保するために平成29年に福岡県障がい者差別解消条例を制定しています。
- ・ 本市では、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされているため、必要かつ合理的配慮や差別を受けた場合等の相談体制の構築について、職員対応要領を定め対応しています。また、障害者基本法において「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と規定されており、選挙等における配慮を行っています。

以上のことから、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組み、それに伴う合理的配慮やアクセシビリティの向上のほか、障がいのある人の権利擁護のために、権利侵害の防止や被害救済を図るための相談・支援体制や障がいのある人に対する虐待を防止するための取り組みの充実等に取り組んでいく必要があります。



重点課題（２） 尊厳をもった日常生活等のための生活支援の推進

○ 尊厳をもって日常生活が送ることができる環境整備

- ・ 障がいのある人が自らの意思により身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。さらに、個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、障がいのある子どもへの支援、障がい福祉サービスの質の向上、福祉人材の育成・確保等を計画的に着実に取り組んでいく必要があります。
- ・ アンケート調査では、サービス利用者の割合が1割以下となっており、今後3年以内に受けたいサービスに対する利用意向はいずれも現状の利用状況を上回っていることから、現在の障がい福祉サービスに関する情報や利用環境が十分に周知されていないことが考えられます。そのため、今後障がい福祉サービスが必要な人へのより一層の情報提供や相談支援体制の充実が求められます。

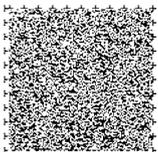
以上のことから、全ての障がいのある人が個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、特に相談支援、在宅サービス、障がい福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

重点課題（３） 保健・医療・福祉の連携による支援の充実

○ 保健・医療・福祉の連携による支援の充実

- ・ 障がいのある人がそれぞれのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、特に保健・医療・福祉の連携を図り切れ目のない支援ができる体制づくりが必要です。また、複数の分野での対応が必要な方に対しては、関係機関等が総合的、横断的に連携を図り効果的な対応を行っていく必要があります。
- ・ アンケート調査では、悩みや困ったことの相談先は家族関係や知人・友人を除くと「かかりつけの医師や看護師」「施設の職員など」「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」の順で多くなっています。障がいのある人にとっての困りごとの相談先になっている地域の医療機関や福祉事業所の役割は大きく、各団体との連携による相談支援体制の充実が求められます。一方、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」を挙げる方は少ない結果となっていますが、希望する暮らしを送るための支援として、4人に1人（24.1%）が「相談対応等の充実」を挙げているほか、障がい児対象サービスの利用状況では、「障害児相談支援」が回答者全体の15.9%が利用しており、「放課後等デイサービス」に次ぐ利用率となっています。

以上のことから、地域において身近に相談できる人の確保や専門の相談機関の充実を図るとともに、複合的な問題を抱えた相談者に的確に対応できるよう保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供体制と相談体制を構築していく必要があります。



重点課題（４）安全・安心が確保された生活基盤の整備

○ 障がいの特性に応じた環境整備の推進

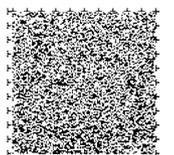
- ・ 障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境づくりが必要です。そのためには、障がいのある人に配慮した地域のまちづくり、住環境・移動環境の整備、利用しやすい施設等の整備により、障がいのある人の生活環境における社会的障壁を除去していく必要があります。また、大規模災害の発生や感染症の流行拡大に備えた、障がいのある人それぞれの特性や状態等によりさまざまな支援が実施できる総合的な体制を整えておく必要があります。
- ・ アンケート調査では、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない（ない）」（28.4%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（19.7%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（17.8%）という回答が多くなっており、住環境や移動環境の整備等の福祉のまちづくりに関わる取り組みが求められています。また、火事や地震等の災害時に一人で避難「できない」方は 37.1%、災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いない」方は 24.6%となっており、災害等の非常時に備えたまちづくりが必要なことがうかがえます。

以上のことから、住環境・移動環境をはじめとする福祉のまちづくりや災害等に備えたきめ細かな対策を進めていく必要があります。

重点課題（５）働く機会の確保、経済的自立の支援

○ 就業支援のための体制づくりと所得保障による支援

- ・ 障がいのある人が自立した暮らしを営むためには就労が重要です。働く意欲がある障がいのある人がその適性に応じた就業を行えるように、就業支援のためのさまざまな福祉サービスの充実が必要です。また、一般就労が困難な方に対してはきめ細かな就労支援サービスを充実することにより、賃金水準の向上につながる支援を行うとともに、年金、手当、各種割引・減免等の所得保障面での支援が必要です。
- ・ アンケート調査では、現在、「収入を得る仕事をしている」方が回答者の 18.9%で、この方々の就労形態をみると、「パートタイムやアルバイト」「自営業」が共に 35.1%で多く、正規職員で勤めている方は、25.2%（短時間勤務含む）となっています。今後、「収入を得る仕事をしたい」方は 39.2%、このうち「職業訓練などを受けたい」は 44.1%となっており、働く意欲があるにもかかわらず就労できていない状況がうかがえます。
- ・ 障がいのある人への就労支援で必要なこととしては、「職場の障がい者理解」が 41.6%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 38.7%となっており、職場内の人間関係や雰囲気づくりが重要であると言えます。
- ・ 障がいのある人が希望する暮らしを送るための支援としては、「経済的な負担の軽減」の 46.6%が最も多く、自立した暮らしを営むためには所得保障が重要であることがうかがえます。



以上のことから、就業支援のためのさまざまなサービス体制の充実、賃金水準の向上や所得保障につながる年金、手当、各種割引・減免等の支援を充実していく必要があります。

重点課題（６）教育の充実

○ 生涯にわたるインクルーシブ教育システムの構築

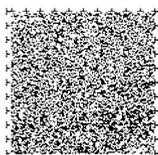
- 「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進していく必要があります。また、障がいのある人が、生涯を通じてさまざまな学習を受けたり豊かな人生を送ったりするための関連施策を推進していくことで共生社会の実現を目指していくことが必要です。
- 本市では、学校教育において、早期から障がいの程度に応じた適切な指導と必要な支援を行っていただけるよう、就学前から相談支援体制を整備し対応しています。就学支援については、それぞれの子どもの実態を把握し、障がいの種類や程度等に即した支援を施設や病院等関係機関と連携を図りながら進めています。通級指導教室及び特別支援学級では、それぞれの子どもに必要な支援活動を行っていますが、近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。障がい児保育については、加配保育士の必要な障がいのある児童に、公立保育所では保育士の加配を行い、私立保育所には加配のための補助を行い、体制の充実を進めてきましたが、保育士の確保が年々難しくなっているのが実情です。

以上のことから、人材確保に努めながら「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めていくことが必要です。

重点課題（７）文化芸術活動・スポーツ等の振興

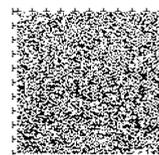
○ 文化芸術・スポーツ等に親しむ環境づくりを推進

- 障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。このため障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツやレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。
- 本市では、身体障がい者福祉協会等を通じ、スポーツ・レクリエーションの振興を図っており、社会福祉協議会が開催する障がいのある人との交流イベントに指導者として参加し、ニュースポーツを紹介しています。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参画・参加については広報、ホームページ等を利用し、広



く市民に参画・参加を求めています。また、県では令和3年3月に策定した「福岡県文化芸術振興基本計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動のより一層の推進を図ることとしており、福祉サービス事業所が文化芸術に取り組む際には指導支援の方法を相談できる体制整備や指導者を育成する施策に取り組んでいます。

以上のことから、障がいのある人がその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等のさまざまな機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指していくことが必要です。



第2章 計画の基本的な方針

1 基本理念

すべての人が自分らしく
安心・安全に暮らせる 共生のまち あさくら

本市では、第1期朝倉市障害者計画において、ノーマライゼーションの理念の下、これまで「障がいの有無にかかわらず、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備」を基本理念としたまちづくりを目指してきました。

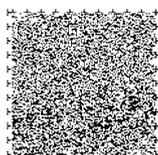
第2期朝倉市障がい者計画では、平成28年4月から障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正がなされ、障がいのある人への不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人への合理的配慮の視点を加えた内容としました。

第3期朝倉市障がい者計画では、これまでの内容に、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等の近年の法律の規定や国や県の計画の趣旨を踏まえた施策を見直しました。

基本理念はこれまでの考え方を踏襲するとともに、障害者基本法の「地域社会における共生」の考え方にたち、障がいへの理解の促進と支え合う市民意識を醸成し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりを目指して取り組んでいきます。

【基本理念の考え方】

- 「すべての人が自分らしく暮らせる」 障がい者（児）が地域で自立した生活を送れるよう、雇用・就業環境の向上、福祉、医療、教育等関係分野の相互連携の強化による生活支援体制の充実を目指します。
- 「すべての人が安心・安全に暮らせる」 障がい者（児）が地域生活を継続していくうえで、安全に安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備、災害時における安全を確保できる環境の整備を目指します。
- 「共生のまち あさくら」 「地域社会における共生」の考え方にたち、地域社会における障がいに対する理解を深め、ともに支え合いより良い市民生活の実現を目指します。



2 施策の基本目標

計画策定にあたってのアンケート調査並びに庁内各課の事業調査、推進委員会での意見をもとに、本計画の基本理念の実現に向けて、7つの基本目標と目標達成に向けた施策案について以下のように設定しました。

基本目標 1 障がいを理由とする差別を解消し、 社会的障壁を除去します

市民や事業者等の幅広い理解を得るための広報啓発活動を推進するとともに、障がい者団体等との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行っていくとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が図られるよう努めます。

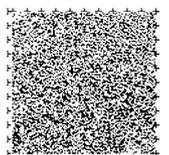
また、本市では障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、差別を受けた場合の相談体制の構築等について職員対応要領を定めて対応します。また、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設・設備の整備等の合理的配慮を行います。

【基本目標を達成するための施策】

- 広報啓発活動の推進
- 人権・権利擁護の推進
- 障がいを理由とする差別解消の推進

基本目標 2 尊厳をもった日常生活等を 実現する生活支援を推進します

すべての障がいのある人が個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの充実、障がいのある子どもへの支援、障がい福祉サービスの質の向上、福祉人材の育成・確保等を計画的に着実に推進します。



【基本目標を達成するための施策】

- 相談支援体制の充実
 - 障がい福祉サービスの充実
 - 専門人材の育成
-

基本目標 3 保健・医療・福祉の連携による 切れ目のない支援体制を構築します

地域において身近に相談できる人の確保や専門の相談機関の充実を図るとともに、障がいのある人がそれぞれのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を密にして切れ目のない支援体制を構築することを目指し、これらの体制を支える専門人材の育成に取り組みます。また、複数の分野で対応することが必要な障がいのある方に対しては、関係機関と連携を図り総合的かつ横断的に効果的な対応を行うよう努めます。

【基本目標を達成するための施策】

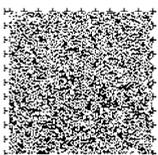
- 保健・医療・福祉サービスの充実
 - 発達障がい児・者の支援の充実
-

基本目標 4 障がい特性に合わせた 多様な生活基盤を整備します

障がいのある人に配慮した福祉のまちづくり、住環境・移動環境の整備、利用しやすい施設等の整備により、生活環境における社会的障壁を除去する取り組みを推進します。また、大規模災害の発生や感染症の拡大に備えた、障がいのある人それぞれの特性や状態に応じたさまざまな支援が実施できる体制を整えます。

【基本目標を達成するための施策】

- 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進
 - 移動・交通手段の確保
 - 災害時等での安心・安全対策の強化
-



基本目標 5 働く機会の確保と経済的自立 のための支援に取り組みます

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じた就業を行えるように、就業支援のためのさまざまな福祉サービスの提供体制づくりを推進します。また、一般就労が困難な方に対してはきめ細かな就労支援サービスの充実に努めます。このほか賃金水準の向上につながる総合的な支援を行うとともに、年金、手当、各種割引・減免等の所得保障等経済的自立のための支援の充実に努めます。

【基本目標を達成するための施策】

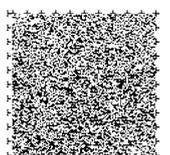
- 障がい特性に応じた就労支援、就業機会の確保
- 就労定着のための支援
- 障がい者雇用の促進
- 経済的自立のための支援

基本目標 6 生涯にわたる インクルーシブ教育システムの構築を進めます

「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みづくりを進めます。また、障がいのある人が生涯を通じて豊かな人生を送るためさまざまな学習や関連施策を推進し、共生社会の実現を目指します。

【基本目標を達成するための施策】

- 障がい児保育・教育環境の充実
- 福祉教育の推進

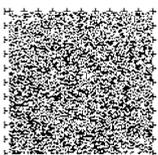


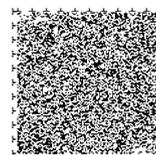
基本目標 7 文化芸術・スポーツ等に 親しむための取り組みを総合的に推進します

障がいのある人がその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等のさまざまな機会に親しむことができるよう関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指します。

【基本目標を達成するための施策】

-
- 地域活動への参加促進
 - 地域交流・ボランティア活動の促進
 - スポーツ・文化活動等への参加促進
-

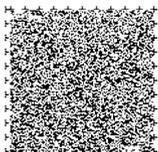




3 施策の方向（施策体系）

基本理念

すべての人が 自分らしく 安心・安全に暮らせる 共生のまち あさくら



【基本目標】

【基本目標を実現するための施策と取組方向】

基本目標
4

障がい特性に合わせた
多様な生活基盤を整備し
ます

4-1 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進

- 4-1-1 道路等のバリアフリー化の推進
- 4-1-2 公共施設等のバリアフリー化の推進
- 4-1-3 住宅の確保

4-2 移動・交通手段の確保

- 4-2-1 移動・交通手段の確保
- 4-2-2 移動支援の充実

4-3 災害時等での安心・安全対策の強化

- 4-3-1 災害時における避難支援体制の強化
- 4-3-2 防犯・交通安全対策の推進

基本目標
5

働く機会の確保と経済的
自立のための支援に取り
組みます

5-1 障がい特性に応じた就労支援、就業機会の確保

- 5-1-1 多様な就労への支援
- 5-1-2 一般就労の促進

5-2 就労定着のための支援

- 5-2-1 就労定着への支援

5-3 障がい者雇用の促進

- 5-3-1 障がい者雇用の促進

5-4 経済的自立のための支援

- 5-4-1 経済的支援の実施

基本目標
6

生涯にわたるインクルー
シブ教育システムの構築
を進めます

6-1 障がい児の保育・教育環境の充実

- 6-1-1 障がい児保育の充実
- 6-1-2 障がい児教育の充実
- 6-1-3 学校施設の整備・充実

6-2 福祉教育の推進

- 6-2-1 学校教育における福祉教育の推進
- 6-2-2 地域における福祉教育の推進

基本目標
7

文化芸術・スポーツ等に
親しむための取り組みを
総合的に推進します

7-1 地域活動への参加促進

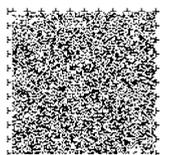
- 7-1-1 地域活動への参加促進

7-2 地域交流・ボランティア活動の促進

- 7-2-1 地域交流活動の推進
- 7-2-2 ボランティア活動の促進

7-3 スポーツ・文化活動等への参加促進

- 7-3-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加促進
- 7-3-2 文化活動・生涯学習の振興



第3章 具体的施策

基本目標 1 障がい者を理由とする差別を解消し、
社会的障壁を除去します

施策1-1 広報啓発活動の推進

【現状と課題】

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がい者を理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

令和5年度に実施したアンケート調査によると、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人は、知的障がいや精神障がいのある人で半数近くみられます。

また、「障害者虐待防止法」（平成23年法律第79号）等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことで、障がいのある人の権利擁護を着実に推進することが必要です。

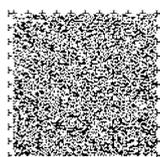
平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、障がい者を理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備され、令和3年5月に一部改正され「事業者における合理的配慮の提供の義務化等」が追加されました。今後は障がい者を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。同様に、「障害者基本法」に定められた障害者週間の各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体等幅広い層の参加による啓発活動や、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がいのある人を自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進を図ることが必要です。

一方、近年の情報技術（IT）の急速な進展は、必要な情報の収集や多くの人とのコミュニケーションを容易にするだけでなく、障がいのある人の自立や社会参加を促進するなどの大きな効果が期待されます。

現在、本市では文字情報が伝わりにくい視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、点訳・音訳サービス等を充実するための機器や手話通訳者の配置を行い、文字情報や音の情報のバリアを解消するよう努めています。

今後も、情報のバリアフリー化に向けた環境整備と人材育成が必要です。

※心のバリアフリー…差別、偏見、理解の不足、誤解等をなくしていくことをいいます。
※情報のバリアフリー…視覚・聴覚障がい等があると、情報入手に困難が伴います。視覚障がいには点字や音声、聴覚障がいには手話や要約筆記等の対応手段を講じて、阻害要因をなくしていくことをいいます。



【施策の目指す目標】

日常生活の中で、障がいの有無にかかわらず、市民として共に暮らし、支えあう関係を深めるため、各種団体と連携し市民等の障がいに対する啓発活動を推進します。

【施策の取り組み方向】

1-1-1 広報・啓発活動の推進

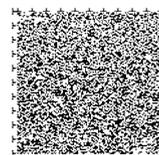
- ① 市民等への障がいに対する正しい理解を促進する広報・啓発活動の充実
障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を送るためには、市民や企業等の周囲の理解と支援を充実させることが必要です。そのため、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める機会を広げていきます。

主な取り組み

- 障がいに関する啓発情報の広報紙等への定期的な掲載
- ② 障害者週間及び関係団体の周知及び啓発活動の推進
毎年実施される「障害者週間」を広く市民へ周知するほか、障がい者団体等の取り組みに対する周知や関係団体との連携による啓発活動を進めます。

主な取り組み

- 広報等を通じた「障害者週間」の周知
- 障がい者団体の周知に向けた広報活動支援
- 施設等への福祉情報の提供
- 身体障がい者相談員や知的障がい者相談員の啓発広報の推進



1-1-2 適切な情報提供

① わかりやすい情報提供の推進

広報紙や「福祉のしおり」等の広報媒体により、障がいのある人に対し、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供に努めます。

主な取り組み

- 障がい福祉サービス等の情報を掲載した「福祉のしおり」・「地域資源マップ」の作成・配布
- 音声及び点字を活用した広報及び案内文書の情報提供

② 市職員の障がい施策に対する正しい理解促進

市職員が法改正等に伴う障がいのある人を取り巻く環境の変化を正しく理解し、適切なサービスが提供できるよう、研修等を通じて知識の向上と意識啓発を推進します。

主な取り組み

- 市職員の研修機会の充実による、法改正等にあわせた適切なサービスの提供
- 市職員の障がいに対する学習機会の充実（障がいのある人の視点にたった行政運営の推進）

施策1-2 人権・権利擁護の推進

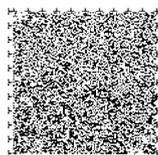
【現状と課題】

知的障がい者や精神障がい者等、判断能力が不十分な障がいのある人は、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知状況は、障がいの種類にかかわらず『知っている』が半数近くを占めていますが、「名前も内容も知っている」と答える人は23.8%にとどまっています。

平成24年10月には「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

障がいのある人に対する差別の解消を図るには、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解促進を図ることが重要です。



今後は、これら法律や制度に基づき、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを充実することが必要です。

なお、本市の具体的な取り組みとしては、人権教育を推進するため12月の人権週間に合わせて、人権を考える朝倉市民のつどいを行っています。また、年8回実施しているみんなの人権セミナーの中で「障がい者の人権」をテーマとしたセミナーを開催しています。毎年作成している人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」に、障がいに関する啓発記事を掲載しています。

【施策の目指す目標】

意識啓発を進めることで、市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めます。

【施策の取り組み方向】

1-2-1 人権・権利擁護の推進

① 人権教育を通じた障がいに関する意識啓発

人権週間等を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を推進します。

主な取り組み

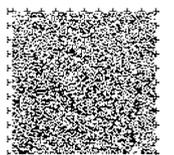
- 人権週間及び人権セミナーを通じた意識啓発
- 講演会や啓発冊子等の作成による意識啓発・広報活動の展開

② 権利擁護の推進と成年後見人制度の利用支援

障がいのある人の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度利用促進基本計画に基づき情報提供、相談支援を推進します。

主な取り組み

- 権利擁護に関する相談支援
- 成年後見人制度の周知及び利用支援（制度活用の促進）



施策1-3 障がい者を理由とする差別解消の推進

【現状と課題】

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定しています。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活において受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がいのある人に対し、個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。そのため、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、合理的な配慮を実施することが必要です。

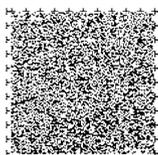
本市では、障がいのある人が地域活動へ参画・参加できるよう、移動支援事業、移送サービス、手話奉仕員派遣事業等を実施し、社会参加の促進を図っているほか、福祉ボランティア団体等への助成を行い、障がいのある人の地域活動の支援体制強化を図っています。

また、情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がいのある人が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが求められています。

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション…障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図るための取り組み。

【施策の目指す目標】

障がいを理由とした差別を解消し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共生社会の実現を目指します。



【施策の取り組み方向】

1-3-1 障がい者に対する差別等の禁止

日常生活の場や教育、雇用の場等、さまざまな場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

主な取り組み

- 障がいを理由とする不当な差別の禁止に関する啓発・広報活動
- 差別の禁止や合理的配慮等に関する研修の実施

1-3-2 社会的障壁除去のための合理的配慮

行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされており、本市では、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の相談体制の構築等について、職員対応要領を定めて対応しています。また、障害者基本法では、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がい者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と選挙等における配慮を規定しています。そのため、引き続きこのような施策を実施していきます。

主な取り組み

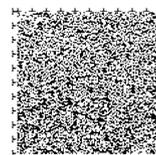
- 市職員対応要領に基づく合理的配慮の実践
- 選挙等における配慮

1-3-3 情報・意思疎通支援の充実

障がいのある人が社会参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者等を養成し、障がい状況に対応した教室や講座を開催するよう努めます。

主な取り組み

- 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保（手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣支援、社会福祉協議会との連携による、手話・要約筆記のボランティア活動支援）
- 視覚障がい者のコミュニケーション手段の確保（社会福祉協議会との連携による、点訳・朗読ボランティア活動支援）



基本目標 2 尊厳をもった日常生活等を実現する

生活支援を推進します

施策2-1 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人及びその家族からの相談支援を充実するため、本市では、障がい者相談支援事業所を設置したほか、身体障がい者・知的障がい者相談員を設置し、障がいのある人の適切なサービスの利用援助、介護相談、情報提供・助言等、自立・社会参加の促進を図ってきました。障がいのある人を介助する家族の高齢化が進んでおり、障がいのある人への支援とともに介助する家族に対する支援の必要性が更に高まっています。

アンケート調査では、障がいのある人の相談支援サービスに対するニーズは高く、引き続き関係機関との連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へつなげる体制の充実が求められます。

【施策の目指す目標】

障がいのある人及び家族、介護者等からの多様な相談内容に応じることができる相談体制を充実し、困りごとの解消や必要なサービス、制度の情報提供に取り組めます。

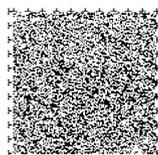
【施策の取り組み方向】

2-1-1 相談支援体制の整備

障がい福祉の制度やサービスについての周知を充実するとともに、障がいのある人のさまざまな相談に対応できるよう、相談支援専門員の資質向上と関係機関との連携による相談支援体制の充実に努めます。

主な取り組み

- 相談支援専門員による相談支援の充実及び周知
- 障がい福祉の制度やサービスに関する周知
- 市役所における相談体制の充実及び関係機関との連携促進



2-1-2 介護する家族への支援

事業者等との連携を図り、障がいのある人を介護する家族の負担軽減に向けた支援体制の整備を進めます。

主な取り組み

- 保健・医療・福祉の連携による家族等への支援体制の整備

施策2-2 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

自立生活援助等、障がいのある人に対する福祉サービスの導入が進む中、在宅サービスや日中活動、日常生活の支援の充実を図るとともに、地域の中に障がいのある人の住まいの場（グループホーム等）を確保し、併せて障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促すための取り組みを推進する必要があります。

アンケート調査では、障がい福祉サービスのうち、現在、利用しているとの回答が多いサービスは「生活介護」「就労継続支援（A型、B型）」「計画相談支援」「施設入所支援」となっています。サービスを必要とする障がいのある人に必要なサービスを提供できるよう、サービス内容の充実と併せ、サービスの周知や相談支援の充実が求められています。

事業所アンケート調査では施設利用者の高齢化・重度化が課題となっており、地域移行への受け皿としての共同生活援助事業（グループホーム）の充実、医療との連携強化が求められています。

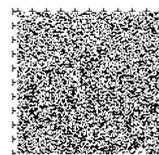
【施策の目指す目標】

障がいのある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援するさまざまなサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

【施策の取り組み方向】

2-2-1 在宅福祉サービスの充実

在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス等の生活支援サービスの安定した提供に努めるとともに、サービス内容の周知と相談支援を充実し、



障がいのある人が必要とするサービスを受けることができる体制づくりを進めます。

主な取り組み

- 個別のニーズに応じた在宅サービスの提供
- 日中活動の場の確保
- 日常生活用具費給付等の地域生活支援事業の充実
- 相談支援事業所やサービス提供事業所と連携した在宅生活の充実

2-2-2 施設福祉サービスの充実

安心して暮らしていくことができる居住・生活の場を確保できるよう、障がいのある方のニーズに応じた通所施設や共同生活援助（グループホーム）等事業所の整備促進を図るとともに、障がいのある人の自立生活援助等の支援を促進します。

主な取り組み

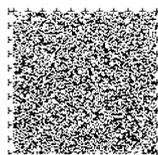
- 通所施設やグループホーム等の整備促進（事業所への補助制度の情報提供）

2-2-3 地域生活への移行支援

施設等で暮らす障がいのある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑に地域生活へ移行できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりの整備に努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

主な取り組み

- 地域生活移行への意向把握と相談支援



施策2-3 専門人材の育成

【現状と課題】

平成25年に障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範囲に発達障がいのある人や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。更に、平成30年度から自立生活援助等のサービスが障がい福祉サービスとして追加されています。

現在、本市及び県等関係機関には保健師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士等の専門職が配置されています。障がいの重度・重複化、障がいのある人の高齢化等が進展する中、障がいのある人に対するきめ細かな対応を図るための人材育成は不可欠です。

今後は、障がい福祉サービスの多様化にあわせ、さまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していく必要があります。

【施策の目指す目標】

多様化・高度化する福祉・介護サービスに適切に対応できるよう、県と連携し、専門職種の人材の育成・確保に努めます。

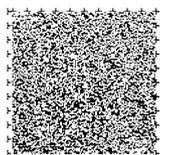
【施策の取り組み方向】

2-3-1 専門人材の育成・確保

県等関係機関と連携し、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職や理学療法士等の医学的リハビリテーション従事者等の人材の育成・確保を進めるとともに、障がい特性を理解したホームヘルパーの人材を確保するため、養成研修や資質向上研修への受講を促進します。

主な取り組み

- 県や関係機関との連携による福祉専門職等の人材の育成・確保
- ホームヘルパー養成研修、資質向上研修への受講の推進



基本目標 3 保健・医療・福祉の連携による

切れ目のない支援体制を構築します

施策 3-1 保健・医療・福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいの発生予防・早期発見を図るため、健康診査・保健指導を通じた相談・指導のほか、関係機関と連携した健康増進活動に取り組んでいます。精神障がいのある人に対する保健福祉対策としては、県（保健福祉環境事務所）、医療機関、関係機関と連携し、情報の共有と社会復帰への支援を行っています。

また、難病患者及び家族の幅広いニーズに対応した在宅支援として難病患者等居宅生活支援事業を実施するとともに、重症心身障がい児・者に対する切れ目のないサービス受給体制や相談支援体制の充実を図ります。重度障害者医療費助成、自立支援医療等、医療費の給付・助成制度については、周知を行うとともに障がいのある人の医療費の負担軽減を図っています。

【施策の目指す目標】

障がいのある人にとって身近で安心できる保健・医療・福祉を目指し、生涯を通じて必要な保健、医療・福祉に関する相談やサービスが得られる環境づくりに取り組みます。

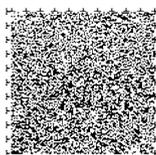
【施策の取り組み方向】

3-1-1 医療費の給付・助成制度の周知

障がいのある人が必要な医療が受けられるよう、重度障害者医療費助成、自立支援医療等の医療費の給付・助成制度の周知を図り、経済的な負担の軽減を図ります。

主な取り組み

- 医療費の給付・助成制度の周知



3-1-2 障がいの発生予防、早期発見・早期治療

乳幼児健康診査等及び生活習慣病等の各種健康診査において医療機関と連携を図り、疾病の予防・早期発見や早期対応に努め、障がいの軽減や健康の増進を支援します。

主な取り組み

- 健康診査・保健指導の継続と健康づくりの推進
- 健康診査に従事する看護師、保健師等に対する専門性を高める研修機会の充実
- 健診受診児への再受診勧奨、状況把握

3-1-3 重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の保健・医療施策の推進

これまでの重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者への支援事業を継続するとともに、県（保健福祉環境事務所）等と連携し、重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の正確なニーズの把握に努めるとともに、的確な支援を実施します。

主な取り組み

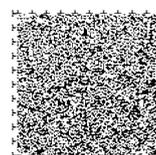
- 切れ目のない保健・医療・福祉等のサービス受給体制の充実
- 専門機関との連携によるニーズに応じた適切な指導・支援
- 相談支援事業所等との連携による相談支援体制の充実

3-1-4 精神保健施策の充実

県（保健福祉環境事務所）、医療機関、関係機関との連携を深め、精神障がいのある人に対する保健相談の充実、社会復帰、職場適応のためのリハビリテーションの推進を図ります。また、県（保健福祉環境事務所）等と連携し、精神障がいのある人に対する正しい知識の普及と啓発を促進します。

主な取り組み

- 県（保健福祉環境事務所）、医療機関、関係機関との連携による相談支援及び社会復帰の支援
- 広報等による精神障がいのある人に対する正しい知識の普及と啓発
- 心の健康づくりに対する相談支援の充実



3-1-5 難病に関する施策の推進

これまでの難病患者及び家族への在宅支援事業を継続するとともに、県（保健福祉環境事務所）等と連携し、難病患者の正確なニーズの把握に努めるとともに、的確な支援を実施します。また、広報活動を通じて難病についての知識の普及・啓発を行い地域社会での理解と協力が得られるように努めます。

主な取り組み

- 難病患者の実態把握による的確な支援の実施
- 保健・医療・福祉の連携による支援体制の整備
- 難病患者及び家族のニーズに対応した在宅支援事業の推進
- 難病についての知識の普及・啓発

施策3-2 発達障がい児・者の支援の充実

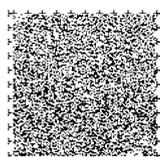
【現状と課題】

平成30年の児童福祉法の改正により、障がい児支援のあり方が改めて見直され、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制を確保するための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたほか、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を目指したサービスの提供が求められています。

アンケート調査では、障がい児対象サービスについて対象年齢（18歳未満）の利用状況をみると、「放課後等デイサービス（42.0%）」「児童発達支援（15.9%）」「障害児相談支援（同）」「保育所等訪問支援（8.7%）」が多く利用されています。今後3年以内の利用予定では、「放課後等デイサービス（33.3%）」「児童発達支援（9.5%）」「医療型児童発達支援（4.8%）」「障害児相談支援（同）」が多くなっています。

【施策の目指す目標】

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障がいの早期発見、早期療育支援を図る体制を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施します。



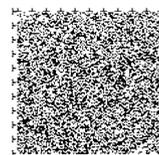
【施策の取り組み方向】

3-2-1 発達・療育支援環境の充実

障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができるよう、保健・医療・福祉等が連携したサービス受給体制や相談体制を整備します。また、障がいのある子どもやその家族が必要とする情報を得ることで、障がいによって生じるさまざまなニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。また、障がい児から障がい者への切れ目のないサービスを実施します。

主な取り組み

- 障がい児・者への切れ目のない保健・医療・福祉等のサービス受給体制の充実
- 専門機関との連携による、障がい児とその家族のニーズに応じた適切な指導・支援
- 相談支援事業所等との連携による障がい児の相談支援体制の充実
- 障がい児の機能回復訓練体制の充実
- 障がい児から障がい者への切れ目のないサービスの提供



基本目標 4 障がい特性に合わせた多様な生活基盤を整備します

施策4-1 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

すべての市民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、平成18年6月に制定された「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」等を踏まえて、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った「やさしいまちづくり」を進めていくことが必要です。

アンケート調査によると、外出時の困りごとは、「公共交通機関（バス・電車等）が少ない」「困ったときにどうすればよいのか心配」「道路に段差・階段が多い」が多く、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者では「困ったときにどうすればよいのか心配」についての回答が多くなっています。

本市では、歩道整備を計画的に進めており、誘導ブロックを設置し安全な歩行空間の確保を進めています。また、公共施設のバリアフリー化に向けて法令に基づく環境整備を進めています。

市営住宅については、建て替えや改修に応じてバリアフリー化を実施しており、一般住宅の住宅改修については各種相談に対応しています。

【施策の目指す目標】

生活環境や利便性の向上に努めることにより、障がいのある人が暮らしやすさを実感できる環境づくりを進めます。

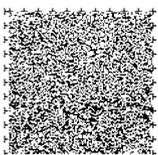
【施策の取り組み方向】

4-1-1 道路等のバリアフリー化の推進

障がいのある人にとって、安全で利用しやすい歩行空間を確保するため、引き続き歩道整備等、歩行者にも優しい道路整備を推進するとともに、誘導ブロックの設置及び補修を計画的に進めます。

主な取り組み

- 歩行者にも優しい道路整備の推進
- 誘導ブロックの設置及び補修



4-1-2 公共施設等のバリアフリー化の推進

公園や公共施設等でのバリアフリー化を継続して進めるほか、関係機関や民間事業者に要請し、手すり、スロープ、障がい者用トイレ、点字案内等の設置を更に促進します。

主な取り組み

- 公共施設等における手すり、スロープ、障がい者用トイレ、点字案内等の設置の促進

4-1-3 住宅の確保

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、市営住宅のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、障がいのある人の住宅改修に関する費用の助成等の支援施策の周知・相談体制を充実します。

主な取り組み

- 市営住宅の建替え時のバリアフリー化
- 朝倉市障害者（児）住宅改修費給付事業の周知

施策4-2 移動・交通手段の確保

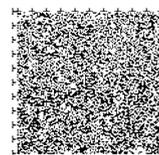
【現状と課題】

障がいのある人が自立した生活や社会参加を行ううえで、移動・交通手段を確保することは重要な課題であり、アンケート調査でも、外出時の困りごとは、「公共交通機関（バス・電車等）が少ない」といった交通面での不便さに対する回答が多く、公共交通の課題解消が求められています。

本市では、福祉タクシー料金の助成を実施しており、主要交通機関であるバス・鉄道会社でも手帳所持者に対する運賃割引等の助成が実施されています。また、地域生活支援事業の中で、社会福祉協議会による移送サービスが行われています。

【施策の目指す目標】

障がいのある人の移動手段を確保し、活動範囲の拡大、社会参加の促進を図ります。



【施策の取り組み方向】

4-2-1 移動・交通手段の確保

福祉タクシー料金助成及びバス・鉄道運賃割引制度等の周知、障がいのある人の移動に対する助成及び周知を引き続き実施します。

主な取り組み

- 福祉タクシー料金助成制度の実施
- バス・鉄道運賃割引制度の周知

4-2-2 移動支援の充実

外出時に移動が困難な障がいのある人等を対象に、行動範囲を広げられるよう、地域生活支援事業を通じた移動支援事業によって障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

主な取り組み

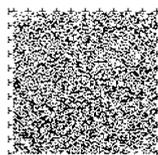
- 社会福祉協議会等と連携した移送サービスの充実
- 移動支援事業の充実

施策4-3 災害時等での安心・安全対策の強化

【現状と課題】

平成29年7月九州北部豪雨による大規模災害は、障がいのある人の災害時の安心・安全対策が重要であることを教訓として残しました。具体的には、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進することが重要です。また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みも必要です。

アンケート調査では、火事や地震等の災害時に一人で避難「できる」方は36.1%、「できない」方は37.1%となっており、災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」方は30.7%、「いない」方は24.6%となっており、災害時に避難の介助が必要であるが、介護者がいない障がいのある人が多いことがわかりました。火事や地震等の災害時に



不安に感じることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（42.9%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（42.0%）の回答が多く、次いで「投薬や治療が受けられない」（39.4%）となっています。障がい状況別では、療育手帳所持者では、他の障がい状況の人と比べ「周囲とコミュニケーションがとれない」（46.3%）、「救助を求めることができない」（37.2%）など情報、コミュニケーションに関する不安が多くなっています。これらのニーズを踏まえた災害時の避難対策、防災対策の充実が求められます。

本市では、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めているほか、防災マップの配布や「防災メールまもるくん」の周知、防災出前講座の実施、広報紙や消防団を通じた防災意識の啓発に努めています。

【施策の目指す目標】

関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供等、災害時等における障がいのある人の安心・安全策を確保します。

【施策の取り組み方向】

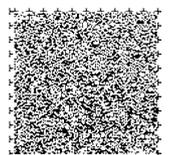
4-3-1 災害時における避難支援体制の強化

九州北部豪雨による大規模災害での経験・教訓を活かし、災害時に障がいのある人の避難等を支援できるよう、地域の見守り、助け合いのできる環境をつくるとともに、災害等の緊急事態発生時に、地域の中で適切な情報提供や避難行動の支援が行える体制を整備します。

また、災害に備える防災活動として日頃の防災対策や緊急時の対処法等について広報紙や各種講座を通じて周知・啓発を図ります。

主な取り組み

- 自主防災組織と連携し、個別避難計画の作成を進める
- 広報紙や地域での防災講座を通じた防災意識の啓発
- 「防災メールまもるくん」等の情報取得手段の周知

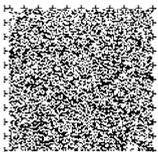


4-3-2 防犯・交通安全対策の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りや、障がい特性に配慮した防犯・交通安全施設等の整備を推進します。

主な取り組み

- 広報紙等での防犯・交通安全に対する意識啓発や消費者トラブルの防止等防犯知識の啓発
- 防犯灯や防犯カメラに対して設置補助による防犯環境づくり



基本目標 5 働く機会の確保と

経済的自立のための支援に取り組みます

施策 5-1 障がい特性に応じた就労支援、就業機会の確保

【現状と課題】

働くことは、経済的側面に限らずその人の生きがいにも繋がります。しかし、障がいのある人の就業はなかなか思うように進んでいないのが実情です。

アンケート調査によると、現在仕事をしていない人の仕事に就く意向をみると、「仕事をしたい」は身体障害者手帳所持者が34.4%、療育手帳所持者が32.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者が53%となっています。また、現在仕事をしていない人の職業訓練の受講意向をみると、「職業訓練を受けたい」と答える人は身体障害者手帳所持者が42.6%、療育手帳所持者が55.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が35.2%となっており、職業訓練を必要とする人が多いことがうかがえます。

障がいのある人が就業し自立することには意義があり、働く意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人が、その意欲や適性、能力に応じて就労できるよう支援していくことが必要となっています。

平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月施行）により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになっています。今後も、就労支援施設との連携を図り、物品及び役務の調達を推進します。

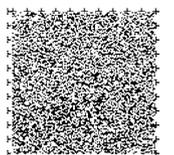
【施策の目指す目標】

働く意欲のある障がいのある人に就労への多様な情報提供や相談支援を行い、自分にあった働き方のできる環境づくりに取り組みます。

【施策の取り組み方向】

5-1-1 多様な就労への支援

障がいの状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、福祉的就労の場の提供を支援します。



主な取り組み

- 福祉的就労の場の提供支援
- 障がい者施設等で作られた品物の販売促進及び周知、障害者優先調達推進法による取り組みの強化

5-1-2 一般就労の促進

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。

主な取り組み

- 一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進
- 職業訓練に対する広報・啓発

施策 5-2 就労定着のための支援

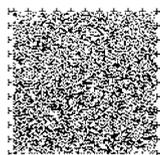
【現状と課題】

在職の障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着に向けて事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行い、就労定着への支援を推進しています。

アンケート調査では、障がいのある人に対する就労支援として必要なことは、「職場の障がい者への理解」が最も多く、障がいのある人の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう企業へ働きかけるとともに、就労面と生活面の一体的な支援サービスの提供等、安心して働き続けるための総合的な支援が必要となっています。

【施策の目指す目標】

一般就労に移行した障がいのある人の、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対応し、就労定着への支援に努めます。



【施策の取り組み方向】

5-2-1 就労定着への支援

一般就労した障がいのある人に対して、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対して、企業や自宅等へ訪問したり、連絡調整や指導助言を行うことにより、就労定着への支援に努めます。

主な取り組み

- 障がいのある人の就労定着に向けた企業や自宅等への訪問、連絡調整や指導助言の実施

施策 5-3 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

一般企業の障害者雇用率の向上に向け、事業所に対して障害者雇用促進法についての啓発活動を行っていますが、障がいのある人が一般企業での就労を希望しても、現状は依然として厳しい状況にあります。

今後も、一般企業等に対する啓発を進め、障がいのある人の雇用機会の拡充を図ることが求められています。

【施策の目指す目標】

一般事業所の障がい者雇用への積極的な取り組みを促し、一般就労の拡大を図ります。

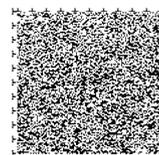
【施策の取り組み方向】

5-3-1 障がい者雇用の促進

一般企業への障がい者雇用に対する周知と意識啓発を進めるとともに、ハローワークと連携し、障がい者雇用の促進を図ります。また、普及指導センター等関係機関と連携を図り、農福連携による障がいのある人の雇用の場づくり等を検討していきます。

主な取り組み

- 事業所に対する障害者雇用促進法に関する啓発活動の推進
- 関係機関と連携した農業部門における支援の検討



施策 5-4 経済的自立のための支援

【現状と課題】

アンケート調査によると、希望する暮らしを送るためにあれば良い支援として、回答者の46.6%の人が「経済的な負担の軽減」をあげています。

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、諸手当を支給するとともに、各種税制上の優遇措置、低所得者に対する障がい福祉サービスにおける利用者負担の無料化等の各種支援制度を運用し、経済的自立を支援することは重要です。また、受給資格を有する障がいのある人が、制度への理解が十分にでき、障害年金を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。さらに、年金生活者支援給付金制度の周知により所得保障の充実を図ります。

【施策の目指す目標】

障がいのある人が、地域での自立を実現できるよう、各種支援制度を運用し、経済的自立を支援します。

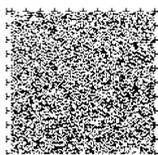
【施策の取り組み方向】

5-4-1 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等で、各種経済的支援を行い、障がいのある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

主な取り組み

- 障がいのある人の生活安定のための年金、手当、公的機関等についての周知



基本目標 6 生涯にわたる

インクルーシブ教育システムの構築を進めます

施策 6-1 障がい児保育・教育環境の充実

【現状と課題】

本市では、保育や学校教育において、早期から障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行っていただけるよう、就学前から相談支援を整備し対応しています。

就学支援について、それぞれの子どもの実態を調査し、障がいの種類や程度等にあわせた支援を、幼稚園・保育所及び認定こども園や病院等、関係機関との連携を図りながら進めていますが、保護者に対する就学支援の周知が課題となっています。

通級指導教室及び特別支援学級では、それぞれの子どものに必要な支援活動を行っていますが、近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。

特別支援学級及び特別支援学校の児童生徒の社会性を育成するため、居住地の通常学級の児童生徒との交流が定期的に行われています。

本市の障がい児保育については、加配保育士の必要な障がいのある児童に対し、公立保育所では保育士の加配を行い、また私立保育所には保育士加配のための補助を行い、体制の充実を進めてきましたが、加配に必要な保育士の確保が難しくなっています。

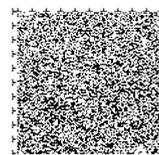
【施策の目指す目標】

乳幼児期、学齢期を通じて、障がいのある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育む環境をつくります。

【施策の取り組み方向】

6-1-1 障がい児保育の充実

今後も保育所等での障がい児保育体制の充実・拡大を継続するとともに、課題となっている保育士の確保に努め、保育スタッフの研修機会を充実します。



学童保育所について、障がい児の受け入れができるよう専門的知識等を有する支援員を配置するため支援員の研修の機会を確保し、障がい児の受入れの推進を図ります。

主な取り組み

- 障がい児保育体制の充実・拡大
- 障がい児に対する学童保育の推進（支援員の育成・配置）
- 障がい特性に応じた保育・教育の研修機会の充実

6-1-2 障がい児教育の充実

早期から障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行うために専門機関との連携を密にして、保護者への情報提供を行います。

障がい児の社会性を育てるため、特別支援学校との連携を図り、通常の学級の児童・生徒との交流の機会を増やしていきます。また、後期中等教育において、関係機関との連携を図り、自分の未来を切り開く力を育てるキャリア教育の充実を図り、将来の就労や進路に向けた指導を進めます。

主な取り組み

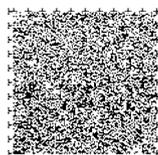
- 通級指導教室と特別支援学級の充実
- 個別支援計画に基づく障がいの程度や発達状況に応じた適正な教育課程の編成
- 特別支援学校と居住地学校との交流機会の充実
- 後期中等教育の充実（障がいに応じた職業教育・進路指導の充実）

6-1-3 学校施設の整備・充実

各障がいに対する合理的配慮のもと、現状とニーズを早期に把握し、校内のバリアフリー化に向けた施設の改善を促進します。

主な取り組み

- 障がいの種類や程度に応じた学校施設の改善促進



施策6-2 福祉教育の推進

【現状と課題】

本市の小中学校では、総合的な学習の時間に福祉教育を位置づけ、障がいのある人との交流を通じて、障がいに対して理解を深める学習に取り組んでいます。今後は、体験活動等を通じた学習機会の充実が課題となっています。また、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念に基づいて、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら障がいのある人と障がいのない人が同じ場で共に学ぶことを目指した取り組みが必要です。

また、地域での福祉教育として、社会福祉協議会主催による「住民福祉ボランティアのつどい」の中で、疑似体験・講演等を行い、障がいのある人への理解を促進します。

【施策の目指す目標】

学校での総合学習や地域での学習機会を通じて、多くの市民が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深められる取り組みを推進します。

【施策の取り組み方向】

6-2-1 学校教育における福祉教育の推進

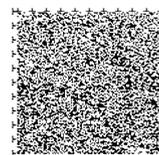
体験学習等を取り入れた福祉教育や障がいのある人との交流機会を充実し、子どもの頃から障がいに対する正しい理解を促進します。また、特別支援教育に関する情報発信により、職員、児童・生徒、保護者が障がい児に対する理解を深める環境づくりを進めます。

主な取り組み

- 体験活動等の導入による福祉教育の充実
- 各学校における障がいのある人との交流機会の拡大
- 学校からの特別支援教育に関する情報発信による障がい児に対する理解促進

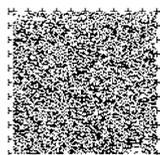
6-2-2 地域における福祉教育の推進

社会福祉協議会を通じて、障がいに対する理解促進を深める学習機会や体験交流活動の充実を図ります。



主な取り組み

- 社会福祉協議会等での福祉教育の学習機会の充実
- 「障害者週間」等の啓発イベントの開催及び参加促進



基本目標 7 文化芸術・スポーツ等に親しむための 取り組みを総合的に推進します

施策 7-1 地域活動への参加促進

【現状と課題】

障がいのある人が、積極的に地域活動等に参加し、地域住民に広く受け入れてもらえる環境をつくります。そのためには、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

【施策の目指す目標】

障がいのある人が地域で孤立しないよう、身近な交流や学習等、社会参加の機会づくりに努めます。

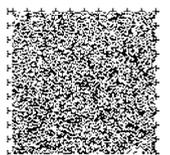
【施策の取り組み方向】

7-1-1 地域活動への参加促進

障がいのある人の地域活動への参加を促進するために必要な移動やコミュニケーション等の支援サービスを継続します。また、福祉ボランティア活動団体を支援するとともに、関係団体と連携し障がいのある人の社会参加への啓発を行います。

主な取り組み

- 移動支援事業、移送サービス、手話奉仕員派遣事業等による社会参加の促進
- 福祉ボランティア団体への助成による障がいのある人の社会参加についての啓発



施策 7-2 地域交流・ボランティア活動の促進

【現状と課題】

すべての市民が安心して生活することができる地域づくりを進めるためには、各種イベント等を通じて地域住民同士の交流活動を促進することが必要で、地域住民の協力を積極的に呼びかけ、身近に交流できる催し物を検討することが求められています。今後は、社会福祉協議会をはじめとする障がい者関連団体等との協働をより密にし、イベント等の立案を検討し、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がいのある人の人権を尊重することが必要です。

また、障がいのある人のニーズが個別化・多様化する中、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティア等による日常的な支援が重要な役割を担っています。

アンケート調査によると、家族不在や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人が「いる」と回答した障がいのある人は30.7%、「いない」と回答した人は24.6%、「わからない」と回答した人は34.4%となっています。

このため、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティア等の市民活動を促進し、行政と市民とが協働して、福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

【施策の目指す目標】

障がいへの理解を深め、支えあう市民意識を醸成するため、相互交流の機会をつくるとともにボランティア活動を推進します。

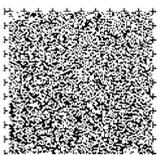
【施策の取り組み方向】

7-2-1 地域交流活動の推進

障がい者団体や地域活動団体、事業所等が主体的に行う交流活動を支援し、障がいの有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場を確保します。

主な取り組み

- 「住民福祉ボランティアのつどい」等を通じた交流の場づくりの支援
- ボランティアによる福祉施設への訪問活動の充実



7-2-2 ボランティア活動の促進

これまでの社会福祉協議会等を通じたボランティア活動による障がいのある人への支援を継続するとともに、各種団体のボランティア活動を周知しボランティア活動への新規参加者の拡大を図ります。

主な取り組み

- 社会福祉協議会及び既存のボランティア団体の活動支援
- ボランティア活動への新規参加の促進

施策 7-3 スポーツ・文化活動等への参加促進

【現状と課題】

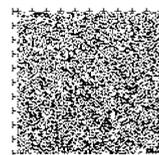
障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。このため障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。

本市では、身体障がい者福祉協会等を通じ、スポーツ・レクリエーションの振興を図っており、社会福祉協議会が開催する障がいのある人との交流イベントに指導者として参加し、ニュースポーツの紹介を行っています。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参画・参加については広報、ホームページ等を利用し、広く市民に参画・参加を求めています。

今後は、障がいのある人がその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等のさまざまな機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指します。

【施策の目指す目標】

スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりにつながる環境づくりに取り組みます。



【施策の取り組み方向】

7-3-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障がいのある人のニーズに対応したスポーツ活動を充実するため、身体障がい者福祉協会等を通じたスポーツ・レクリエーション活動を支援していくとともに、県障がい者スポーツ協会等、関係団体と連携し、障がい者スポーツ指導員の育成を進めます。

主な取り組み

- 身体障がい者福祉協会等を通じたスポーツ・レクリエーション活動への参加促進
- 県障がい者スポーツ協会との連携による障がい者スポーツ指導員の育成

7-3-2 文化活動・生涯学習の振興

障がいのある人の文化活動や生涯学習を促進するため、本市主催の講演会では手話通訳者や要約筆記者等を配置し、また障がい状況に対応した教室や講座を開催します。障がいのある人が利用しやすい図書館機能を充実するため、拡大写本や朗読 CD、対面朗読等を充実します。

主な取り組み

- 障がいのある人が参加しやすい生涯学習の場づくりと広報の充実
- 市主催の講演会における手話通訳者、要約筆記者の配置
- 障がいのある人が利用しやすい図書館機能の充実

